

プロポーザル方式実施説明書

第1 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務等の概要

- ア 件名 オフサイト PPA 方式による太陽光発電事業
- イ 業務内容 別添仕様書のとおり

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	仕様書	
3	評価基準	
4	プロポーザル方式実施説明書	
5	様式1	参加意向申出書
6	様式2	参加資格確認結果通知書
7	様式3-1	質問書
8	様式3-2	質問回答書
9	様式4	企画提案書
10	様式5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
11	様式6	事前審査結果通知書
11	様式7	ヒアリング出席者報告書
12	様式8	結果通知書

(3) スケジュール予定

本プロポーザル方式におけるスケジュール予定は次のとおりとする。

内容	日時等
質問書の締切	令和6年11月11日(月) 17時まで
質問の回答	令和6年11月14日(木) 市ホームページに掲載
参加意向申出書締切	令和6年11月18日(月) 17時まで
参加資格確認結果	令和6年11月22日(金)
企画提案書等締切	令和6年11月22日(金) から 令和6年11月29日(金) 17時まで
ヒアリング審査	令和6年12月4日(水) 詳細は後日連絡 ※東御市議会の日程により変更となることがある。
結果通知・公表	令和6年12月11日(水)

2 担当部署及び問い合わせ先

東御市 総務部 総務課 担当：(東御市県 281 番地 2 0268-75-5090)

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 単独の法人又は複数の団体によって構成された共同事業体であること。
- (2) 複数の団体で構成された共同事業体として参加する場合は、書面により構成する団体を定め、その中から法人格を有する一団体を代表団体として設定すること。ただし、同一の団体等が複数の共同事業体に属して参加すること及び別途単独で参加することは不可とする。
- (3) 単独の法人もしくは共同事業体の代表団体は東御市内に事業拠点を有する者（予定を含む。）であること。
- (4) 単独の法人の場合は、経済産業大臣から電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく小売電気事業者であること。また、共同事業体の場合は当該小売電気事業者を構成団体の中に含めること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (6) 東御市の発注する物品及び委託等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める要綱（平成 16 年東御市告示第 237 号）に基づき、当該年度の競争入札等参加資格者名簿に登録された者であること。
- (7) 公募型プロポーザル公告の日から受注候補者の特定の日までに、東御市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。ただし、前号イに該当する者にあつては、本号の期間において、同要綱別表第 1 から別表第 3 に定める措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (10) 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。
 - ア 国税
 - イ 本店及び事業所が所在する都道府県及び市区町村の税
- (11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類を提出すること。

ア 受付期限 令和 6 年 1 月 18 日（月） 17 時まで

イ 提出先 東御市 総務部 総務課 担当：中田
(東御市県 281 番地 2 0268-64-5805)

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は受付期間の最終日までに必着とすること。)

エ 提出書類

(a) 参加意向申出書(様式1)

(b) 参加資格を確認するために必要な書類

※参加意向申出書(様式1)の提出があった場合、参加資格確認の上、参加資格確認結果通知書(様式2)により、提出者へ通知します。

(2) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合には、次により質問書を提出すること。質問に対する回答は、東御市ホームページに掲載する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和6年11月11日(月)17時まで

イ 提出先 東御市 総務部 総務課 担当：中田
(東御市県 281 番地 2 0268-64-5805 keiyaku@city.tomi.nagano.jp)

ウ 提出方法 質問書(様式3-1)を電子メールで提出する

エ 回答日及び方法 令和6年11月14日(木)

市ホームページに質問回答書(様式3-2)を掲載

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は受注候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失う。

ア 第1第3項に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1第4項(1)エ及び第2第1項の提出書類に虚偽の記載をしたとき

第2 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料(以下「企画提案書等」という。)のうち、企画提案書には次に掲げる内容を記載するものとする。

(1) 実施内容

ア 実施方針

・提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等

イ 太陽光発電設備容量と電力供給する公共施設

・電力供給先公共施設候補一覧(別紙2)から供給する公共施設を提案すること。
(供給する公共施設は複数も可)

・公有地に設置を想定する設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を提案すること。設備容量の提案にあたっては、供給を想定する公共施設の電力需要実績などを勘案し、需要と供給のバランスを考慮した電力供給シミュレーションを作成したうえで適切な容量を提案すること。
(参加表明書等を提出し、参加資格を有すると市が認めた者に対し、供給候補施設一覧、1年間の電力使用量、30分デマンド値等を市から提供する。)

ウ 二酸化炭素排出削減量

- ・環境省が公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」に基づき、イの容量で設備を設置した場合の二酸化炭素排出削減量を算出すること。なお、算出の際は最新のCO₂ 排出係数を用いること。

【地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック】

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

エ PPA 単価等

- ・電力の供給を予定する施設の PPA 単価を示すこと。合わせて一般電力契約単価も示すこと。

なお、「東御市公共施設等への太陽光発電設備等設置促進補助金」を活用する予定である場合、補助金額還元相当分控除前・後の PPA 単価を明確に記載すること。

- ・PPA 単価、一般電力単価は、消費税及び地方消費税、燃料調費整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除くこと。

オ 公有地貸付料

貸付期間の貸付料は年額とし、次の貸付料算出式に基づき算出する。

【貸付料計算式】

年額＝PPA 単価×太陽電池容量の合計 (kW) ×1,000×提示係数

貸付料計算式の提示係数について、3/100 以上の任意の値を提案すること。

貸付料計算式の PPA 単価は、エの補助金額還元相当分控除後の PPA 単価とする。

カ 市内業者の活用計画

設備設置工事等における市内業者の活用に関するスタンス等及び活用予定業者があれば記載すること。

キ その他独自提案

事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、その他市全域の温室効果ガス削減に有効な独自提案があれば記載すること。

(2) 事業実施体制

ア 設備設置等工事遂行能力

本業務における設備設置工事体制図を示すこと。

また、従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等、工事計画（設備導入工程表等）等を示すこと。

イ 設備設置仕様

- ・設置する太陽光発電設備の仕様について、次のものを示すこと。
太陽光発電設備等の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）等。
- ・想定する設置場所での設置方法は、太陽光発電設備等の基礎・架台に関する工業規格（JIS7C8955）に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であることを示すこと。

ウ 運転期間における事業遂行能力

本業務における運転管理体制図を示すこと。

また、事業フロー及び維持管理計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）を示すこと。

- エ 故障、緊急時の対応体制図
 - オ 事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
 - カ 事業実施に関する保証
資金調達計画や財務状況、工事費・運転管理・維持管理などにより、事業期間中の事業継続性を示すこと。
 - キ 運転期間終了後の設備の撤去、廃棄方法及び撤去・廃棄等費用積立計画
- (3) 経営実績
- ア 経常利益、自己資本比率の分かる資料（それぞれ過去3年分）
 - イ 事業実績 過去5年間のうち、類似する太陽光発電事業の実績（国及び地方公共団体の施工実績一覧（施工中の工事を含む。）※事業実績と工事中のものは分ける。
- (4) その他
- ア 周辺への影響等に対する検討、配慮、対策
災害防止対策、日影、反射光、輻射熱、雑草対策等の検討結果を記載すること。
 - イ 利益の活用
地域への還元など、当該事業による利益の地域活用計画があれば記載すること。

2 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。
- (5) 真に必要な場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

3 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) 本説明書第1及び第2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 本説明書第1第3項に示した参加資格を有しない者の提案。
- (3) 虚偽の記載をした提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。

4 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出は、一者につき1案のみとする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受注候補者の特定は企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容

に沿って実施するものではない。

- (7) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、東御市情報公開条例等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (8) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式4）

イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式5）

※第2第4項を確認の上、提出すること。

ウ その他資料

(2) 提出部数 紙面2部（正本1部、副本1部）

データ一式（CD-R又はDVD-Rに格納する）1部

(3) 提出先 東御市 総務部 総務課 担当：中田

（東御市 281番地2 0268-64-5805）

(4) 提出期限 令和6年11月22日（金）から令和6年11月29日（金）17時まで

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は受付期間の最終日までに必着とすること。）

第3 審査の手続き及び受注候補者の特定

1 市が行う企画提案書等の審査

(1) ヒアリング審査

(a) 実施日 令和6年12月4日（水）

なお、東御市議会12月定例会の会期中となるため、議会日程のよっては実施日が変更となることがある。

詳細日程については、別途通知する。

(b) ヒアリングは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(c) 市が別途定めた評価基準に従い審査を行う。

(d) ヒアリングへの出席者は4人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、審査日当日の平日2日前までに、ヒアリング出席者報告書（様式7）を市へ提出する。

(e) ヒアリング時間は1者あたり30分（説明15分、質疑15分）程度を予定している。

(f) ヒアリング当日の追加資料提出は認めない。

(g) 提案者は、他の提案者のヒアリング審査を傍聴することはできない。

(h) ヒアリング審査は非公開とする。

ウ 評価基準

別紙4の評価基準のとおり。

2 受注候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、評価基準に基づき最も点数が高い提案者を受注候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の著しい変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合において、審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受注候補者を特定しない場合がある。
- (4) 提出者のうち、受注候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、結果通知書（様式7）により通知する。

3 特定の取消

受注候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者としての特定は取消するものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1第3項に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 第1第4項(1)エ及び第2第5項(1)で示す提出書類に虚偽の記載をしたとき

第4 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 ヒアリング審査

実施する。

4 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。

第5 結果の通知、公表

東御市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき公表する。